

きのくに教育ローン

令和3年8月20日現在

商品名	ジャストマッチ教育ローンプラス50
-----	-------------------

保証会社	<ul style="list-style-type: none">・ SMBCファイナンスサービス株式会社
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 申込時の年齢が満20歳以上満65歳以下（完済時年齢75歳以下）の方・ 安定継続した年収があり前年度税込年収150万円以上の方・ 原則として勤続1年以上・自営業者は同一事業を2年以上の方・ SMBCファイナンスサービス株式会社の保証が受けられる方・ 当金庫の会員たる資格を有する方<ul style="list-style-type: none">① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方② 当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方・ 小学校、中学校、高等学校、各種専門学校、予備校、大学（短大・大学院含む）に入学予定または在学中の子女がある親権者あるいは在学中の方
資金使途	<ul style="list-style-type: none">・ 入学金、授業料、学用品の購入費用、下宿費用（礼金・敷金・家賃）、引越し費用、留学費用、仕送り費用（生活資金）・ 他金融機関の教育ローン借換資金・ プラス50万円（本資金の資金使途確認資料は不要） プラス50万円については上記項目の必要資金以外で、教育に関連した資金
融資金額	<ul style="list-style-type: none">・ 10万円以上500万円以内（1万円単位） 医科・歯科・薬科大学又は学部への教育関連資金については1,000万円以内
返済期間	<ul style="list-style-type: none">・ 6ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位） 元金返済据置期間を含み最長15年以内とし、元金返済据置期間は、最長で6年9ヶ月以内且つ就学予定期間内とします。又、留年・留学などで就学期間が延びる場合も、元金返済据置期間の延長は行いません。
融資形式	<ul style="list-style-type: none">・ 証書貸付
返済方法	<ul style="list-style-type: none">・ 毎月元利均等返済（ボーナス併用可） ボーナス併用部分は、借入金額の50%以内とし、ボーナス返済は6ヶ月隔の年2回
返済日	<ul style="list-style-type: none">・ 7日、17日、27日
融資利率	<ul style="list-style-type: none">・ 変動金利のみ 年4.50%、年4.65%、年5.15%（保証料含む） ※3段階の審査とし、顧客の信用状況に応じて、SMBCファイナンスサービス株式会社が決定するものとします。

但し、下記の場合（借換、プラチナカード、リピート）の方は、年4.50%での審査とします。

【教育ローン借換の場合】

他行でご利用の教育ローンの借換の方

【プラチナカードローン契約者の場合】

プラチナカードローンを新規契約又は、契約されている方

【リピートロの場合】

当金庫で3年以内にマイカーローンの完済実績があり、かつ完済前1年以内の返済実績において延滞がない方

- ・ お借入期間中の金利変動について

【変動金利】 毎年10月1日に当金庫所定の長期プライムレートを基準として年1回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ12月の約定返済日の翌日から適用し、翌年1月の約定返済日から新利率による返済となります。その場合長期プライムレートの変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げられます。なお、ボーナス返済を併用する場合は、前回基準日以降最初に到来する12月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する増額返済日から新利率により算出した新返済金額で返済を行うものとします。

【現在の金利については、窓口でお問い合わせいただくか、またはインターネット上のホームページをご覧ください。】

金利引下げ

令和3年8月20日～令和4年2月18日までにお借入の方は、下記金利引下げ対象項目①～⑬より最大年2.15%引下げします。

金利引下げ対象項目		引下げ幅
①	給与振込（本人に限ります）	年0.50%
②	年金振込（同居家族を含みます）	年0.50%
③	年金振込（新規指定） 当金庫営業地域内でのご紹介も可	1件毎 年0.50%
④	定期預金（同居家族を含みます） （50万円以上かつ1年以上）	年0.50%
⑤	定期積金（同居家族を含みます） （毎月1万円以上かつ3年以上）	年0.50%
⑥	公共料金（3項目以上、同居家族を含みます）	年0.50%
⑦	カードローン保有（本人に限ります） キャンパスⅡは除外	年0.50%
⑧	当金庫住宅ローン取引先 （同居家族を含みます）	年0.50%
⑨	扶養されているお子様が2人以上（出産予定を含みます）	年0.50%
⑩	他府県の教育機関に入学・在学 （県内の場合でも下宿の場合は可とする）	年0.50%
⑪	インターネット申込	年0.50%
⑫	和歌山県内の専修学校以上に入学・在学	年0.50%
⑬	お借入金額が50万円以上	年0.15%

遅延損害金

・年 14.00%

担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> 不要。但し、下記の場合は連帯保証人が必要です 保証会社が特に必要と判断した場合
お申込時にご用意 いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ご印鑑（普通預金お取引印） ご本人さまであることを確認できる資料（以下のいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> (1) 運転免許証 (2) 健康保険証 (3) パスポート（令和2年2月4日以降申請分は不可） (4) 住民基本台帳カード（写真付） *外国人の場合、上記書類のほか、在留者カード・特別永住者証明書・住民票抄本（在留資格の記載があるもの）のいずれかが必要です。 ご本人さまの年収を確認できる資料（以下のいずれか1通。ただし、借入金額500万円以下の場合は不要です） <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民税決定通知書又は課税証明書 (2) 源泉徴収票 (3) 確定申告書控（受付印のあるもの） (4) 電子納税証明書（利用者識別番号取得条件） (5) 納税証明書（その2）※自営業者の方 合格通知書、在学証明書、授業料等の納付書等資金使途が確認できる書類 その他 SMBCファイナンスサービス株式会社が必要と認めた書類
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>*本商品はきのくに信用金庫の教育ローンです。SMBCファイナンスサービス株式会社はお客様からの委託をうけて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。</p> <p>*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。</p> <p>*詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。</p> <p>*きのくに信用金庫の窓口やホームページで返済額の試算ができます。</p>	